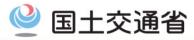
物資支援に関する補足資料 ~熊本地震を受けた対応課題~



民間物資拠点の活用について



東日本大震災後、民間物資拠点をリストアップ

東日本大震災の教訓として、民間物流施設を活用することが不可欠であることが顕在化したことを踏まえ、広域的な受入拠点として活用できる民間の物流施設(民間物資拠点)を選定し、予めリストアップ(平成28年2月29日現在:全国で1,254施設)するとともに、協定の締結を促進。

<協定の締結状況>	【震災以前】		【平成28年2月29日現在】
輸送協定(トラック協会)	38	\rightarrow	47
保管協定(倉庫協会)	9	\rightarrow	34
専門家派遣協定(上記2協会)	18	\rightarrow	61

く氏向物質透点のプバーテラン状態と				
北海道	198	近畿	151	
東北	125	中国	46	
北陸信越	84	四国	35	
関東	258	九州	137	
中部	212	沖縄	8	

熊本地震における対応

- ○熊本県及び隣県の民間物資拠点における対応を調整。
 - →対応可能な計34箇所の民間物資拠点について、熊本県や政府 非常災害対策本部へ情報提供。
- 〇熊本県が準備していた公共施設が使用不可能になる中、民間物資拠点が、プッシュ型支援物資の仕分け、配送を行う1次物資拠点として活用。さらに、余った支援物資の保管施設としても使用。
- 〇入出庫の回転率が高い食料を雨天でも荷捌き可能な、広いスペースを有する施設で取扱いしたことで効率が向上。
- 〇物流専門家を内閣府C4班及び現地対策本部に延べ245人派遣。





日本通運㈱

鳥栖流通センター

熊本地震を受けた対応

〇民間の物流施設を活用することの有用性を再認識。

▶都道府県の広域物資拠点として民間物資拠点の選定を普及

○発災時に民間の協力を得られるよう協定の締結等、 平時から準備しておくことが必要。

物流専門家の派遣を含む輸送協定・保管協定の締結 を促進。

〇民間物資拠点の特性を把握して、最適な方法で活用

リストアップしている民間物資拠点の特性(荷捌きスペ → 一スの広さ、雨天対応の可否等)及び、特性に応じた 裾野の拡大や活用方法の整理 物資拠点開設 マニュアル の見直し



研修の目的

大規模災害発生後において、地方公共団体等職員や物流事業者が円滑な支援物資物流を実現するために、 災害時における支援物資物流等に関する専門知識を修得し事務能率の向上を図る。

開催時期•対象者等

- ○平成25年度から毎年10月に4日間実施。
- 〇各地方運輸局等の職員、地方公共団体の職員、物流事業者団体及び物流関連企業の社員等(約40名)
- ※平成25年度から平成28年度まで延べ約170人が参加。

講義内容(平成28年度)

- ・東日本大震災における支援物資物流の教訓〈倉庫業界・トラック業界〉
- •実地見学(広域物資拠点)
- 災害に強い物流システム構築に関するこれまでの取組
- 「南海トラフ地震及び首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」の概要
- ・平成28年熊本地震における支援物資輸送の取組
- ・緊急物資輸送におけるパレットの役割
- ・課題研究(グループ討議及び発表・意見交換会)



外部講師による講義



実地見学(パレット積み作業)

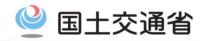


グループ討議



討議内容発表

民間物流事業者の協力を得るに当たっての課題



全体の総括

- 多方面からの個別指示により、現場作業が停滞した。
- 現場情報の集約も進まなかった。
 - ⇒ 支援物資全体の指揮命令や情報集約を行う組織の 一本化が必要

国と自治体との役割分担

課題2

- 一次物資拠点から先の輸送のコーディネートについて、 物流事業者自ら市町村にオーダーを聞くこととなった。
 - ⇒ 一次物資拠点から先の輸送の取扱いについて、役割 分担も含めて整理が必要。

調達省庁との役割分担

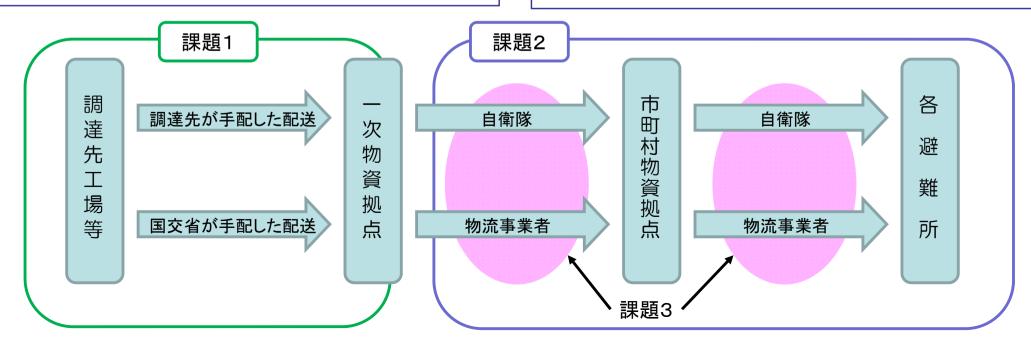
課題1

- 調達先工場等で確保された輸送手段については、その 情報が一切一次物資拠点に共有されず、拠点の人員確 保に支障が生じるとともに、トラックの手待ちも発生した。
 - ⇒ 誰が輸送手段を確保したかに関わらず、統一的な方 法で情報共有を図る仕組みを構築することが必要

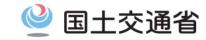
自衛隊との役割分担

課題3

- 自衛隊の協力は必要ではあるものの、役割分担が不明確であったため、現場に混乱が生じた。
 - ⇒ 自衛隊と物流事業者の役割分担を明確化することが 必要。



平成28年熊本地震を踏まえたインフラの利用調整



- 〇震災発生後、国と港湾管理者による速やかな点検、復旧作業により、熊本港、八代港、大分港等に支援物資を 積載した海上自衛隊の輸送艦や、海上保安庁の巡視船が入港し、支援物資、支援部隊の輸送拠点として機能。
- 〇熊本県内の重要港湾である熊本港・八代港では、貨物船等の通常利用に加え、自衛隊・海上保安庁・国土交通 省の支援船舶の利用が集中し、港湾が過度に混雑する状況が発生。
- ○国土交通省港湾局が港湾管理者・自衛隊・海上保安庁との間に立って、港湾の利用調整等の管理業務を行い、港湾を通じた被災地支援がかろうじて可能となった。迅速かつ円滑な支援物資等の輸送の観点からの課題があることが浮き彫りになった。





利用調整等が円滑かつ迅速に行われなかった場合

- ・円滑な被災地支援に支障が発生
- ・震災直後の<u>背後圏の経済・産業活動の損</u> 失・支障が拡大。